

平成 25 年 1 月 25 日  
福祉部高齢社会対策課

## 第 4 期（平成 21～23 年度）練馬区介護保険事業計画の総括

第 4 期（平成 21～23 年度）練馬区介護保険事業計画（以下、「第 4 期計画」という。）では、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、団塊の世代がすべて 65 歳以上となる平成 27 年（2015 年）に至る中間の 3 年間に取り組むべき施策を定めた。

また、第 5 期（平成 24～26 年度）計画の策定にあたっては、第 4 期計画の重点課題の取組み内容を踏まえ、計画に反映させた。

### 【重点課題 1】介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

取組事業 1 介護保険施設等の整備

取組事業 2 地域密着型サービス拠点の整備

公的介護施設等整備計画の評価

### 【重点課題 2】認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

取組事業 1 認知症高齢者の家族・介護者支援事業

取組事業 2 認知症理解普及等促進事業

### 【重点課題 3】主体的に取り組む介護予防の推進

取組事業 1 特定高齢者把握事業

取組事業 2 介護予防事業の充実

### 【重点課題 4】高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実

取組事業 1 高齢者相談センターにおける相談対応

取組事業 2 高齢者相談センターの整備

## 重点課題 1

### 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

#### 取組事業 1 介護保険施設等の整備

##### (1) 内容

特別養護老人ホームの入所判定基準における指数が上位に分布する方が、計画期間中に入所できるようにするなど、必要な施設整備が促進されるよう、民間事業者を支援する。

##### (2) 事業実績

23 年度末目標	23 年度末実績
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 新設 3 施設（定員 150 人） 計 21 施設（定員 1,452 人）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 新設 2 施設（定員 90 人） 計 20 施設（定員 1,362 人）
介護老人保健施設 新設 3 施設（定員 326 人） 増設 2 施設（定員 30 人） 計 9 施設（定員 976 人）	介護老人保健施設 新設 2 施設（定員 176 人） 計 8 施設（定員 816 人）
短期入所生活介護施設（ショートステイ） 新設 5 施設（定員 30 名） 計 26 施設（定員 248 人）	短期入所生活介護施設（ショートステイ） 新設 2 施設（定員 10 人） 計 22 施設（定員 226 人）

##### (3) 評価

###### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

平成 23 年度末時点での整備数は目標に到達していないが、土地所有者と介護サービス事業者を結びつける「土地活用セミナー」の実施等により、第 4 期計画期間中に着手した施設は 8 施設（定員 552 人）となった。

###### 介護老人保健施設

計画開始後に介護療養型医療施設の廃止が平成 29 年度末まで延長されたことから、新設、転換とも整備に積極的な事業者が少なく、計画期間中の整備数は目標に到達しなかった。

#### 短期入所生活介護（ショートステイ）

平成 23 年度末時点での整備数は目標に到達していないが、特別養護老人ホームとの併設により、第 4 期計画期間中に着手した施設は 8 施設（定員 66 人）となった。

#### (4) 第 5 期計画に反映した内容

##### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム入所待機者の実態調査を行い、特別養護老人ホームの入所判定基準において、早期に入所が必要と考えられる指数 11 ポイント以上の方の状況を踏まえ整備を進める。（新規整備 700 人分）

##### 介護老人保健施設

国が示した標準的な整備量である、高齢者人口の 1 % の整備数を目標に、民間事業者による整備を支援する方針を継続する。（新規整備 660 人分）

##### 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム整備の際の併設を基本として、引き続き整備を進める。また、単独型については、都補助制度の活用を希望する事業者への支援を行う。（新規整備 62 人分）

## 取組事業2 地域密着型サービス拠点の整備

### (1) 内容

日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、民間事業者による整備を促進する。

### (2) 事業実績

23年度末目標	23年度末実績
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 新設 11 か所（定員 198 人） 計 27 か所（定員 438 人）	認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 新設 12 か所（定員 225 人） 計 28 か所（定員 465 人）
小規模多機能型居宅介護 新設 12 か所（定員 300 人） 計 16 か所（定員 400 人）	小規模多機能型居宅介護 新設 7 か所（定員 175 人） 計 11 か所（定員 275 人）
認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス） 新設 4 か所（定員 48 人） 計 21 か所（定員 247 人）	認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス） 新設 3 か所（定員 36 人） 計 18 か所（定員 218 人）
夜間対応型訪問介護 新設 1 か所 計 2 か所	夜間対応型訪問介護 新設 1 か所 計 2 か所
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） 新設 2 か所（定員 54 人）	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） 未整備

### (3) 評価

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

参入事業者が多いため、目標数を超える整備を行った。

小規模多機能型居宅介護

単独での整備を希望する事業者が少ないため、グループホーム整備時に併設を求める方針により公募を行い、7施設の整備を行った。

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

一般型デイサービスセンターに比べ整備が進みにくいため、一般型デイサービスセンターや特別養護老人ホームとの併設による整備を促進した。

夜間対応型訪問介護

目標である新規1事業者（1か所）の拠点整備を行った。

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

施設整備費補助等の周知を行ったが、経営が困難等の理由から、整備を計画する民間事業者の参入はなかった。

(4) 第5期計画に反映した内容

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

小規模多機能型居宅介護との併設を基本とし、日常生活圏域ごとのバランスに考慮しつつ整備を進める。（新規整備 108 人分 / 6 か所）

小規模多機能型居宅介護

グループホーム整備時に併設での整備を求める形で、日常生活圏域ごとのバランスに考慮しつつ整備を進める。（新規整備 150 人分 / 5 か所）

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症高齢者の増加が見込まれるため、引き続き日常生活圏域ごとのバランスに考慮しつつ整備を進める。（新規整備 72 人分 / 5 か所）

夜間対応型訪問介護

第5期計画期間から新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」拠点の整備計画を踏まえ、新たな整備は行わず、既存事業所に対する利用促進について必要な支援を行う。

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

単独での整備目標は定めず、広域型特別養護老人ホームの整備目標に含めることとした。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（新制度）

日常生活圏域ごとに各2か所の整備を進める。（新規整備 8 か所）

複合型サービス（新制度）

国の動向や事業者の意向を踏まえつつ、サービスに対する利用ニーズを研究し、整備促進に向けた検討を行う。

## 公的介護施設等整備計画の評価

### (1) 公的介護施設等整備計画の目的

区は、住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、地域密着型サービス拠点等の公的介護施設の面的な配置構想を基に、今後3年以内を実施する基盤整備事業を明らかにした区整備計画を策定することができる。この区整備計画が国に採択された場合、施設整備に係る交付金が市町村に交付される。

### (2) 公的介護施設等整備計画の策定と事後評価

区では、第4期計画期間中、交付金の対象となる地域密着型サービス拠点の整備にあたり、公的介護施設等整備計画を策定し、交付金を活用しての整備を推進した。

交付金の活用にあたっては、計画策定時に住民意見を反映するとともに、計画終了後には整備進捗状況および事業費の支出状況について、事後評価を実施することが義務付けられている。

練馬区における平成21～23年度の公的介護施設等整備計画は、第4期計画に連動した内容としているため、当該計画策定時の意見聴取および事後評価についても、介護保険運営協議会において、介護保険事業計画と併せて行うこととしている。

### (3) 根拠法令

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進

交付金実施要綱

(4) 国交付金の概要

施設種別によりハード交付金（建物工事費）およびソフト交付金（設備、備品、人件費等）が交付される。

施設種別・区分		交付金額
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	ハード	3,000万円（1施設）
	ソフト	60万円（定員1人あたり）
小規模多機能型居宅介護	ハード	3,000万円（1施設）
	ソフト	60万円（定員1人あたり）
認知症対応型デイサービスセンター	ハード	1,000万円（1施設）
	ソフト	
夜間対応型訪問介護	ハード	500万円（1施設）
	ソフト	3,000万円（1施設）
地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム）	ハード	400万円（定員1人あたり）
	ソフト	60万円（定員1人あたり）

(5) 第4期計画に係る国交付金を活用した公的介護施設等整備計画の実績一覧

施設種別	整備施設数		国交付金の活用実績施設数				
	予定	実績	区分	21年度	22年度	23年度	計
グループホーム	11	12	整備数	4	3	5	12
			ハード	3	2	1	6
			ソフト	0	3	5	8
小規模多機能型 居宅介護	12	7	整備数	2	1	4	7
			ハード	1	1	0	2
			ソフト	2	1	4	7
認知症対応型デイ サービスセンター	4	3	整備数	1	2	0	3
			ハード	1	0	0	1
			ソフト				
夜間対応型訪問介護	1	1	整備数	0	1	0	1
			ハード	0	0	0	0
			ソフト	0	1	0	1
小規模 特別養護老人ホーム	2	0	整備数	0	0	0	0
			ハード	0	0	0	0
			ソフト	0	0	0	0

## (6) 施設種別・日常生活圏域ごとの国交付金活用実績内訳

## グループホーム

整備施設数		日常生活圏域	区分	21年度	22年度	23年度	計
予定	実績						
11	12	練馬	ハード	1		1	2
			ソフト			1	1
		光が丘	ハード	1	1		2
			ソフト		2		2
		石神井	ハード	1			1
			ソフト			2	2
		大泉	ハード		1		1
			ソフト		1	2	3
計	ハード	3	2	1	6		
	ソフト	0	3	5	8		

## 【交付金活用の状況】

参入事業者が多く、複数年次にまたがる整備やオーナー整備型(建物所有者が運営事業者へ建物を賃貸する形態)による整備で、交付金の活用ができない状況であっても整備を計画する事業者があり、交付金を活用していない計画が数件あった。

## 小規模多機能型居宅介護

整備施設数		日常生活圏域	区分	21年度	22年度	23年度	計
予定	実績						
12	7	練馬	ハード				0
			ソフト				0
		光が丘	ハード		1		1
			ソフト	1	1		2
		石神井	ハード	1			1
			ソフト	1		2	3
		大泉	ハード				0
			ソフト			2	2
計	ハード	1	1	0	2		
	ソフト	2	1	4	7		

## 【交付金活用の状況】

グループホームとの併設を基本とする整備を推進した。整備実績7件中5件はオーナー整備型による整備計画として、ソフト交付金のみの活用となった。

認知症対応型デイサービスセンター

整備施設数		日常生活 圏域	区分	21年度	22年度	23年度	計
予定	実績						
4	3	練馬	ハード				0
			ソフト				
		光が丘	ハード				0
			ソフト				
		石神井	ハード				0
			ソフト				
		大泉	ハード	1			1
			ソフト				
計	ハード	1	0	0	1		
	ソフト						

【交付金活用の状況】

整備実績3件中2件は、特別養護老人ホーム等との併設による複数年度にわたる整備であり、交付金要件を満たせない整備計画であった。

夜間対応型訪問介護

整備施設数		日常生活 圏域	区分	21年度	22年度	23年度	計
予定	実績						
1	1	練馬 光が丘	ハード				0
			ソフト				0
		石神井 大泉	ハード				0
			ソフト		1		1
		計	ハード	0	0	0	0
			ソフト	0	1	0	1

夜間対応型訪問介護は、サービスの性質上、他の地域密着型サービスと異なり、整備の対象となる圏域を2圏域としている。

【交付金活用の状況】

平成18年度の制度創設以降、第3期(平成18~20年度)計画期間に練馬圏域に1事業所整備した。第4期計画期間中には、石神井圏域での整備を計画、実施したが、既存建物の活用による計画であったため、ソフト交付金のみの活用となった。

小規模特別養護老人ホーム

整備施設数		日常生活 圏域	区分	21年度	22年度	23年度	計
予定	実績						
2	0	練馬	ハード				0
			ソフト				0
		光が丘	ハード				0
			ソフト				0
		石神井	ハード				0
			ソフト				0
		大泉	ハード				0
			ソフト				0
計	ハード	0	0	0	0		
	ソフト	0	0	0	0		

【交付金活用の状況】

整備を計画する民間事業者の参入はなかった。

## 重点課題 2

### 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

#### 取組事業 1 認知症高齢者の家族・介護者支援事業

##### (1) 内容

認知症高齢者の家族や介護者がより身近な場所で参加できる勉強会の開催や、家族の会をサポートするボランティアを養成するなど、新規の家族・介護者の会の育成支援を行う。

保健相談所を拠点とする家族会の活動については、学習や情報交換、交流が促進できるように活動の支援を行う。

また、家族会同士のネットワークの構築を支援するため、連絡会を開催する。

##### (2) 事業実績

23 年度末目標	23 年度末実績
家族・介護者の勉強会 2～3回/年 介護者サポーター養成講座 1回/年	家族・介護者の勉強会 21・22年度で終了。 介護者サポーター養成講座 1回(4日制)/年 フォローアップ講座 2回(3日制)/年
認知症高齢者の家族・介護者の会新規立ち上げ、支援 2～3箇所/年 認知症高齢者の家族会 24回/年(2箇所) 家族の会連絡会 1～2回/年	認知症高齢者の家族・介護者の会新規立ち上げ、支援 21・22年度で終了。 認知症高齢者の家族会 18回/年(2箇所) 家族の会連絡会 2回/年

##### (3) 評価

区内の家族の会が2か所から11か所に増えた。また、家族・介護者の会を支える介護者サポーター(介護家族パートナー)を61名養成し、家族・介護者の会の運営支援を担っている。家族の会の連絡会を開催することにより、家族の会同士のネットワーク化が図られ、区内の介護家族の会マップを作成し、かかりつけ医等の協力を得て周知を図っている。

(4) 第5期計画に反映した内容

家族介護者の会の周知に努めるとともに、支援者同士のネットワークの充実を図る。また、会に参加できない家族が安心して不安や悩みを話せる場として、電話相談を開設する。

取組事業2 認知症理解普及等促進事業

(1) 内容

認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成し、地域での認知症の理解を広める。また、認知症サポーター養成講座の講師を担うキャラバン・メイトを養成する。

(2) 事業実績

23年度末目標	23年度末実績
認知症サポーター養成講座 10回/年	認知症サポーター養成講座 ・区主催 13回/年 ・キャラバン・メイト主催 41回/年
キャラバン・メイト養成研修 1回/年	キャラバン・メイト養成研修 区主催は20・21年度で終了。 22・23年度は都主催の養成研修 に区が推薦し受講している。
キャラバン・メイト連絡会 2回/年	キャラバン・メイト連絡会 2回/年

(3) 評価

平成23年度末までに128名のキャラバン・メイトを養成することにより、身近なところで数多くの認知症サポーター養成講座を開催し、7,955人の認知症サポーターを養成した。

また、キャラバン・メイト連絡会を開催し、研修や情報交換を通して講師としてのスキルアップを図った。

(4) 第5期計画に反映した内容

認知症サポーターが地域で具体的に活動できるよう、フォローアップ講座を開催する。また、地域における支え合いを強化するため、一般区民だけでなく商店や金融機関、小中学生など幅広い分野の方々に向けて認知症サポーター養成講座を開催する。

## 重点課題 3

### 主体的に取り組む介護予防の推進

#### 取組事業 1 特定高齢者把握事業

##### (1) 内容

生活機能評価健康診査を後期高齢者健康診査等と同時に実施し、特定高齢者（二次予防事業の対象者）を把握し、介護予防事業の利用につなげる。

##### (2) 事業実績

23 年度末目標		23 年度末実績	
対象者（65 歳以上）	120,000 人	対象者（65 歳以上）	114,877 人
受診者	73,600 人 / 23 年度 (対象者の 61%)	受診者	61,193 人 (対象者の 53.3%)

##### (3) 評価

特定健診や後期高齢者健康診査等と生活機能評価健康診査を同時に実施することにより、受診案内の周知を効率的に実施し、特定高齢者の的確な把握に努めてきたが、健康診査の受診率同様、生活機能評価健康診査の受診率は、目標とする 61% に達しなかった。

##### (4) 第 5 期計画に反映した内容

平成 22 年 8 月に国の地域支援事業実施要綱が改正され、医師の診察等を含む生活機能評価の実施について市町村の任意によることになった。このことを受け、第 5 期計画では、把握方法の簡素化および効率化をはかり、心身の状況を判定する基本チェックリスト（健康長寿チェックシート）を高齢者の自宅へ直接郵送し、回収する方式へ変更した。

## 取組事業2 介護予防事業の充実

### (1) 内容

介護予防事業の重要性について、周知啓発を図るとともに特定高齢者が介護予防事業に円滑に取り組めるよう支援する体制づくりに取り組む。

### (2) 事業実績（二次予防事業）

23年度末目標	23年度末実績
高齢者筋力向上トレーニング事業 21教室 参加者 210人	高齢者筋力向上トレーニング事業 21教室 参加者 196人
転倒・骨折予防事業 14教室 参加者 210人	転倒・骨折予防事業 12教室 参加者 139人
栄養改善事業 5～7教室 参加者 70人	栄養改善事業 6教室 参加者 51人
口腔機能向上事業 28教室 参加者 420人	口腔機能向上事業 ・通所型 12教室 参加者 118名 ・通信教育型 2講座 参加者 19名
訪問型介護予防事業 訪問人数 50人	訪問型介護予防事業 訪問人数 15人 延訪問人数 158人

### (3) 評価

一次予防事業としての普及啓発と、二次予防事業としての各種講座・教室の参加率向上に取り組んできた。一次予防事業の参加者数は年々増加しているが、二次予防事業参加率（二次予防事業の対象者に占める参加者の割合）は大きな変化はなかった。

### (4) 第5期計画に反映した内容

介護予防の目指すところは、心身の状況改善のみではなく、生活機能全体の維持向上を通じ、活動的で生きがいのある生活を送ることにある。そうした考え方をわかりやすく伝えるため、介護予防事業の名称を「健康長寿事業」とし、一次予防事業は「健康長寿はつらつ事業」、二次予防事業は「健康長寿若がえり事業」とした。

また、プログラムをより高齢者のニーズに合った内容に変更した。教室内容は、転倒骨折予防教室の内容をリニューアルし、ひざ痛・腰痛対策に特化した教室とし、室内運動のほか水中運動を新たに加えた。また、運動機能向上に、栄養改善や口腔機能向上プログラムを組み合わせた複合型の教室を新規に開始した。

## 重点課題 4

### 高齢者相談センター（地域包括支援センター） を中心とする相談支援体制の充実

#### 取組事業 1 高齢者相談センターにおける相談対応

##### (1) 内容

地域における高齢者の相談支援窓口であることを広く区民に周知し、高齢者相談センターの利用の促進を図る。

##### (2) 事業実績

20 年度末実績	23 年度末実績
相談件数 延 98,061 件	相談件数 延 134,507 件

第 4 期計画では 23 年度末目標を定めていなかったため、20 年度末実績を掲載する。

##### (3) 評価

地域包括支援センターの役割への区民理解を進めるため、呼称を「高齢者相談センター」としたことにより、区民の認知度が上がり利用の増加につながった。

##### (4) 第 5 期計画に反映した内容

高齢者相談センターの対応力の強化を図り、支所の相談支援業務を効率的に行うために、高齢者相談センター支所職員の資質向上に役立つ研修を行う。

また、高齢者相談センター支所 4 か所に、介護・医療のいずれの分野についても十分な経験・知識を有する職員を配置した在宅療養に関する相談窓口を設置する。

## 取組事業2 高齢者相談センターの整備

### (1) 内容

日常生活圏域ごとに支所を適切に配置し、本所との連携体制により区民の支援を行う。

### (2) 事業実績

23年度末目標	23年度末実績
本所 4か所 支所 22か所 新規3か所/21年度	本所 4か所 支所 22か所

### (3) 評価

平成21年4月から、高齢者相談センター支所を3か所設置し、区全体の担当区域の見直しを行った。これにより、支所間の担当高齢者人口の偏在の解消を図った。さらに各総合福祉事務所内に設置した高齢者相談センター支所を「併設支所」として、本所で行っていた各種事業の受付業務を担うなど、業務の集中による区民の利便性の向上と、本所が行う相談支援業務への一層の注力を図った。

### (4) 第5期計画に反映した内容

高齢化の進行により増え続ける介護サービス等のニーズに対応するため、新たな支所の設置を行う（平成26年度までに3支所増設）。支所増設に伴う担当区域の見直しにより、担当する高齢者人口のバランスを調整する。